

健やか親子表彰 応募に関する留意事項

本表彰への応募に際しては、「健やか親子21」公式サイト内の特設ページ「健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰」に記載されている応募要項及び、以下の留意事項をご確認ください。

(1) 応募に関する重要事項

- 1団体につき、応募は1件のみです。
- 応募内容に複数の事業者・団体が係る場合は、連名で応募することが可能です。
- 応募の際に登録した団体等の名称や取組名は変更できませんので、間違いがないように入力してください。部局名等、どこまで記載するかも含め検討の上で御登録ください。
- 必要に応じて、電話等によるヒアリングや資料の追加送付等をお願いする場合があります。
- 応募担当者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど、必要事項を必ず登録フォームより御入力ください。入力漏れの場合は審査対象外となりますので、あらかじめ御了承ください。
- 応募に関する登録フォームには、応募に当たって同意欄を設けています。御確認の上、同意にチェックを入ください。
- 応募内容の使用言語は、原則日本語のみとさせていただきます。

(2) 応募に関わる権利の保全、他

① 応募対象情報の使用

- 応募申込に添付される書類や画像等の著作権は、応募者に帰属するものとします。
- 応募内容に関わる情報や応募者から提出された情報は、健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰及び「健やか親子21」の展開に必要とされる範囲に限り、主催者側が使用することに御同意ください。なお、その編集については、主催者による監修・確認に一任することを御了承ください。

② 応募者の責任に帰する事項

- 応募対象者についての意匠権、商標権、著作権及び品質、性能、安全性や、販売、活動等で生じた問題の責任は応募者にあるものとし、主催者は一切責任を負いません。

③ 応募者の応募取り消し

- 応募者側に、応募から表彰式までの期間で、応募内容についての審査の継続が困難な事由が生じた場合は、応募の取り消しが可能です。
- 応募者が応募の取り消しを希望する場合は、直ちに事務局に連絡後、その旨を申請する書面にて提出してください。

④ 主催者の表彰取り消し

- 主催者は、表彰の内定から表彰式までの間、又は表彰後、表彰対象の応募内容に下記のような事実が判明した場合は、選考委員会の承諾を経て、表彰を取り消すことができます。

※ 応募内容に関わる虚偽、不正が発覚した場合

※ 応募内容が他者の権利を侵害していると認められた場合

※ その他、選考委員会が必要と認めた場合

(3) 応募に関わる費用・経費、他

- 参加に係る費用は無料です。
- 当該年度の健やか親子21推進本部総会において、取組内容を発表いただくことを予定しております。候補者へは事務局より別途連絡させていただきます。
- 健やか親子21推進本部総会及び表彰式に出席される場合の出張交通費等は、自己負担となります。
- 応募の対象となった成果物等の提供をお願いすることがあります。

(4) 審査に関する重要事項

- 受賞が内定した応募者には、応募内容について再確認する可能性がありますので御協力をお願いいたします。
- 入賞した応募内容は「健やか親子21」公式ウェブサイトにて紹介する予定です。紹介を希望されない場合は、受賞の御連絡を差し上げた時点でその旨を事務局にお知らせください。
- 審査内容の詳細に関するお問合せ、審査結果に対する異議申し立てについては一切お受けできませんので、御留意ください。
- 応募いただいた部門は、事務局で変更させていただくことがあります。
- 受賞の連絡は10月上旬までに行う予定です。落選の連絡は行いませんので、御了承ください。